

志布志市小児科開設支援事業補助金のご案内

志布志市では「安心して子育ての出来るまちづくり」を目指すため、小児科を診療科とする医療機関を市内に新たに開設する医師または医療法人に対し、開設資金等の一部を助成することにより、市民が安心して子育てが出来る環境を整備し、地域における医療体制の構築を推進するとともに、市民の健康及び福祉の増進を図ります。

1 補助対象者（次に掲げるすべての要件を満たすこと）

- (1)開設後は継続して10年以上診療する見込みがあること
- (2)小児科の臨床経験が5年以上ある医師であること（医療法人にあっては、小児科の臨床経験が5年以上ある医師を雇用する医療法人であること）
- (3)地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行うこと
- (4)予防接種を実施すること
- (5)乳幼児健診等の市が実施する事業に協力すること
- (6)開設するに当たり、他の補助金の交付決定又は交付を受けていないこと
- (7)市税を滞納していないこと



2 補助対象事業

- (1)市内において新たに小児科を診療科とする医療機関を開設する事業
- (2)医療体制の維持のために市内の既設の医療機関（休止を含む）を事業承継し、小児科を診療科とする医療機関を開設する事業

最大1億円を
助成します!!

3 補助金の種類

区分	補助対象経費	補助率	限度額
開設準備支援補助金	①土地建物取得費等に要する経費 土地・建物の取得、建築・改修等に 係る経費 ②医療機器の取得等に要する経費 医療機器等の購入、システム等に要 する経費	10/10	①、②をあわせて 9,000万円まで
経営安定化支援補助金	開設後の事業運営に必要な経費 (年額500万円×2年間)	定額	2年間で 1,000万円

4 申請方法

事前に協議が必要となりますので、**まずはご相談ください。**（小児科施設の物件情報有り）



〈問合せ先〉

志布志市役所 保健課 健康増進グループ
(保健対策担当)

〒899-7492 鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地
☎(099) 474-1111 (代表) FAX (099) 474-2281
e-mail: hokentaisaku@city.shibushi.lg.jp

志布志市小児科開設支援事業
補助金のホームページのQR
コードです。
こちらから申請書類等のダウ
ンロードができます。

